



一人前の選挙権がほしい

柴生田 晴四

(経済倶楽部理事長)

▼今回も違憲判決は出ませんでした。11月20日の最高裁判決は、最大二・四倍の格差を「違憲状態」と認めながら、国会が是正に向けて前進しているとして、「選挙無効」の訴えは棄却しました。「違憲」であるとした裁判官は3名に止まり、選挙無効の意見は皆無でした。前回の判決で撤廃を求めた「一人別枠方式」が廃止されたことを評価したとも読めますが、肝心の格差は縮小するどころか拡大

大しています。そもそも「違憲状態」だが「違憲」ではないといった寝ぼけた論理がどうして通用するのでしょうか。「違憲」と言うてしまうことが怖いのなら、それこそ責任放棄であり、職務怠慢です。

▼三権分立の根幹を成す「違憲立法審査権」を抜くことのない伝家の宝刀としてしまった最高裁に一票の格差を常態化させた大きな責任があります。国民主権の最も重要な基盤である選挙権の価値が住む場所によって異なるということは、明らかに国民の権利の侵害です。格差が二倍以内ならいいとか、三倍以内ならいいとか、いったいどのような根拠に基づいているのでしょうか。問題は最大格差の対象となった選挙区のみにあるではありません

せん。大多数の選挙区では選挙権の価値が一票に満たないのです。目指すべきは、すべての選挙区において限りなく一票の価値が平等であることです。

▼私は参院選の際に行われる裁判官の審査で積極的に×を付けることにしています。最初のうち、「違憲」に近い少数意見を述べた裁判官は除外していましたが、ある時期からやめました。なかなか情報が得られないこともありますが、判決は合議制であり、結果の責任は全員が負うべきだからです。同様に考える国民が増えていることは国民審査の結果を見れば明らかです。最高裁の煮え切らない態度を変えさせるためにも与えられた権利を最大限に行使しようではありませんか。

▼「憲法の番人」として毅然とした態度をとらない結果、最高裁は議員たちになめられている、と思います。今年9月に最高裁は民法が定めた婚外子の遺産相続格差を違憲とする判決を出しました。しかし、この判決を反映した民法の改正案が自民党法務部会で猛反対にあい、宙に浮いてしまったのです。ここでの反対意見は露骨に最高裁の権威を否定するものが含まれており、「国権の最高機関である国会」が最高裁の上位に位置づけられるかのような錯誤に満ちたものでした。憲法の改正を主張することは自由ですが、改正が行なわれるまでは現行の憲法を尊重し、従うことは、国会議員の最低限の義務でしょう。